

新旧対照表

○使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十二年千葉県規則第二十九号）

改正後	改正前
別表第二（第四条第二項） 一〇二十三 略 二十四 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和三十二年法律第二百二十四号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料 ロ 第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料 ハ 第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料 二十五〇百三十三 略	別表第二（第四条第二項） 一〇二十三 略 二十四 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和三十二年法律第二百二十四号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ 大麻草採取栽培者免許申請手数料 ロ 大麻草採取栽培者登録変更手数料 ハ 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料 二十五〇百三十三 略